

議案第六号

港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

(港区道路占用料等徴収条例の一部改正)

第一条 港区道路占用料等徴収条例(昭和四十七年港区条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「二三、八〇〇」を「三〇、二〇〇」に、「三六、五〇〇」を「四六、四〇〇」に、「四九、三〇〇」を「六二、六〇〇」に、「一七、五〇〇」を「二二、七〇〇」に、「二八、二〇〇」を「三六、六〇〇」に、「三八、三〇〇」を「四九、七〇〇」に、「二、一二〇」を「二、六九〇」に、「二一〇」を「二六〇」に、

二〇、八〇〇	一二〇
--------	-----

を

二六、四〇〇	一五〇
--------	-----

に、「一二、七〇〇」を「一六、一〇〇」

に、「四二、五〇〇」を「五三、九〇〇」に、「八〇、七〇〇」を「一〇二、二〇〇」に、「八九〇」を「一、一三〇」に、「一、二七〇」を「一、六一〇」に、「一、九一〇」を「二、四二〇」に、「二、五五〇」を「三、二三〇」に、「三、八二〇」を「四、八五〇」に、「五、一〇〇」を「六、四七〇」に、「八、九三〇」を「一一、三〇〇」に、「二五、五〇〇」を「三二、三〇〇」に、「三三、四〇〇」を「四三、四〇〇」に、「二一、二〇〇」を「二六、九〇〇」に、「四〇、三〇〇」を「五一、一〇〇」に、「二四、二〇〇」を「三〇、六〇〇」に、

二六、九〇〇	八〇〇
--------	-----

を

三三、八〇〇	一、〇二〇
--------	-------

に、

三四、〇〇〇	八〇〇
--------	-----

を

四三、一〇〇	一、〇二〇
--------	-------

に、「八〇七、二〇〇」を「一、〇二二、六〇〇」に、「四〇三、

六〇〇」を「五一、三〇〇」に、「六八、三〇〇」を「八八、七〇〇」に、「二〇、六〇〇」を「二六、七〇〇」に改める。

(港区立公園条例の一部改正)

第二条 港区立公園条例(昭和三十八年港区条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四金額の欄中「四千七百八十七円」を「六千七十二円」に、「二千百二十七円」を「二千六百九十八円」に、「三千五百四十六円」を「四千四百九十八円」に、「千四百十八円」を「千七百九十九円」に、「二千六十四円」を「二千六百八十三円」に、「千六十三円」を「千三百四十九円」に、「千五百八十四円」を「二千五十九円」に、「二千三百四十九円」を「三千五十三円」に、「二万八千三百二十円」を「三万五千七百六十円」に、

四万四千二百五十円
百十八円

を

五万五千八百七十円
百四十九円

に改める。

別表第五金額の欄中「二千九百九円」を「三千七百八十一円」に、「八百七十二円」を「千百三十三円」に改める。

(港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正)

第三条 港区立上下水道施設上部利用公園条例(昭和五十五年港区条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「三千五百四十六円」を「四千四百九十八円」に、「二万八千三百二十円」を「三万五千七百六十円」に、「四万四千二百五十円」を「五万五千八百七十円」に、「百

十八円」を「百四十九円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(港区道路占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区道路占用料等徴収条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の港区道路占用料等徴収条例第二条の規定にかかわらず、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における占用料の額は、付則別表第一に定めるところにより算出した額とする。

(港区立公園条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第二条の規定による改正後の港区立公園条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区立公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

5 第二条の規定による改正後の港区立公園条例第十六条の規定にかかわらず、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第二及び付則

別表第三の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。

(港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第三条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例の施行前に、既に同条の規定による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、なお従前の例による。

7 第三条の規定による改正後の港区立上下水道施設上部利用公園条例第九条第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に公園を占用する者からは、付則別表第四の範囲内において区規則で定める占用料を徴収するものとする。

付則別表第一(付則第三項関係)

占 用 物 件							単 位	占 用 料	
道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下							長さ一メートルに	一本につき一年	
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類			
二八、五〇〇	四三、八〇〇	五九、一〇〇	二二、七〇〇	三六、六〇〇	四九、七〇〇	二、五四〇			
共架電線その他上空に設ける線類									二五〇

「法」とい う。第三 十二条第 一項第一 号に掲げ る工作物							法第三十二 条第一項第 二号に掲げ る物件				
地下に設ける電線その他の線類	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	広告塔	その他のもの	外径が〇・〇七メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの
つき一年	一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	長き一メートルにつき一年					
一五〇	二四、九〇〇	一五、二〇〇	五一、〇〇〇	九六、八〇〇	五一、〇〇〇	一、〇六〇	一、五二〇	二、二九〇	三、〇六〇	四、五八〇	六、一二〇

法第三十二 条第一項第 五号に掲げ る施設			法第三十二 条第一項第 四号に掲げ る施設			法第三十二 条第一項第 三号に掲げ る施設				
その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地 下室			外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	
			階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの					
			占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年					
三二、二〇〇	二九、〇〇〇	四八、三〇〇	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	Aに〇・〇〇三を乗じて得た額	二五、四〇〇	四三、四〇〇	三〇、六〇〇	一五、二〇〇	一〇、七〇〇

令第七号第三号に掲げる施設	令第七号第二号に掲げる工作物	道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七号第一号に掲げる物件		法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一日	九六〇
		アーチ式工作物	旗ざお及び幕	看板（アーチ式であるものを除く。）	商品置場その他これに類するもの	占用面積一平方メートルにつき一年	九六、八〇〇	九六、八〇〇
		車道を横断するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	四〇、八〇〇	九六、八〇〇
		その他のもの	その他のもの	一本につき一年	一本につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	九六、八〇〇	九六〇
		一基につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	五〇、〇〇〇	Aに〇・〇二一を乗じて得た額

令第七条第十一号に掲	令第七条第九号に掲げる施設並びに同条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場		令第七条第八号に掲げる施設		令第七条第六号に掲げる仮設収容施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料置場		
上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		詰所	危険防止施設	板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場
占有面積一平方メ	占有面積一平方メートルにつき一年		占有面積一平方メートルにつき一年		占有面積一平方メートルにつき一年	占有面積一平方メートルにつき一年		
Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇二一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	五一、〇〇〇	九六、八〇〇	二六、七〇〇	八八、七〇〇

げる応急仮 設建築物	その他のもの	1トルにつき一年	Aに○・○二一 を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	1トルにつき一年 占用面積一平方メ	Aに○・○二一 を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	その他のもの	1トルにつき一年 占用面積一平方メ	Aに○・○二一 を乗じて得た額

備考

- 一 金額の単位は、円とする。
- 二 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 三 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、

第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

五 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については五割減とする。

六 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

七 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。

八 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。なお、占有の期間が三十日に満たないものについては、一月として計算するものとする。

九 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占有の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合

にあつては百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては百円)の合計額とする。

付則別表第二(付則第五項関係)

地下の占用物件		種別	単位	金額
電柱、標識	一本	一月	五千七百四十四円	
水道管、下水道管、ガス管、電線	一メートル	同	二千五百五十二円	
鉄塔	一平方メートル	同	四千二百五十五円	
変圧塔、マンホールの類	一箇所	同	四千二百五十五円	
郵便差出箱又は信書便差出箱	同	同	千七百一円	
公衆電話所	同	同	四千二百五十五円	
地上露出部分	同	同	二千六百八十三円	
地下部分	同	同	千二百七十五円	

高架の占用物件	同	同	二千五十九円
天体、気象又は土地の観測施設	同	同	三千五十三円
写真撮影のための常時占用	撮影機一台	同	三万三千九百八十円
写真撮影のための臨時的な占用	一回（一時間以内）		五万三千百円
その他の占用	一平方メートル一日		百四十一円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
- 三 長さが一メートルに満たない端数は、一メートルとみなす。

付則別表第三（付則第五項関係）

種別	単位	金額	
氷川公園の地下駐車場	一平方メートル 一月	地上露出部分	三千七百八十一円
		地下部分	千百三十三円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。

二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。
付則別表第四（付則第七項関係）

種 別	単 位	金 額
公衆電話所	一箇所 一月	四千二百五十五円
写真撮影のための常時 占用	撮影機一台 一月	三万三千九百八十円
写真撮影のための臨時 的な占用	一回（一時間以内）	五万三千百円
その他の占用	一平方メートル 一日	百四十一円

付記

- 一 期間が一月に満たない端数は、一月とみなす。
- 二 面積が一平方メートルに満たない端数は、一平方メートルとみなす。

（説 明）

道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料を改定するとともに、令和四年度に限り引上率を緩和する措置を定めるため、本案を提出いたします。